

第2次天城町行政改革大綱



【緑豊かで活力ある住みよい町】

平成28年10月

天 城 町

目 次

第1章	行政改革の継続した取り組みについて	P2
第2章	行政改革の推進方針	P3
第3章	行政改革推進体制と計画の期間	P4
第4章	行政改革の主要取り組み事項	P5
第1節	行政サービスの向上と効率的な事務事業の推進	P6
1	事務事業の見直し	
2	各種団体への補助金交付及びイベント等の見直し	
3	行政情報化等の推進	
4	行政サービスの徹底と情報の受発信	
第2節	財政の健全化	P7
1	町税等歳入確保の強化	
2	使用料、手数料等の見直し	
3	町有財産の有効活用	
4	補助金、負担金の見直し	
5	投資的経費の圧縮及び経常経費などの節減	
第3節	時代に即応した組織・機構の見直し	P8
1	組織・機構の簡素合理化	
2	審議会等の見直し	
第4節	定員管理及び給与の適正化	P9
1	定員管理について	
2	給与の適正化について	
第5節	共生・協働のまちづくりの推進	P10
1	女性の積極的な登用	
2	集落自治会やNPO法人の育成支援・パブリックコメントの充実	
第6節	効果的な行政運営と職員の資質向上	P10
1	施策決定の選択と町民参画	
2	効果的な行政運営のための人事管理	
3	職場の活性化	
4	時代変化に対応できる人材の育成	
5	職員の綱紀粛正について	
第7節	公共施設の設置及び運営管理	P12
1	施設設置、整備	
2	施設管理と委託について	
3	公共施設の開放	
●	用語解説	P13

第1章 行政改革の継続した取組みについて

本町では、「第5次天城町総合振興計画（平成23～32年）」の下、町政発展と効率的な行政推進及び町民サービスの向上を図るために、これまで取組んできた内容を継続しながら、事務事業の改善や民間委託など組織機構の簡素合理化及び、経常経費の5%削減など行財政改革に取り組んでまいります。

町を取り巻く環境は、21世紀に入り、少子高齢化が急速に進行し、その中でも特に青年層の減少が拡大しており、人口減少に歯止めをかける青年層の定住促進が大変重要となっております。また、町民のニーズを的確に捉えながら、優先的・重点的に提供するサービスを選りすぐり、平成27年10月に策定した「天城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基本とした、経営資源を集中的に投入することが求められます。

一方、地方自治体においては、平成12年4月に「地方分権一括法」が施行され、地方分権の推進による真に主体性を持った行政運営「自主性」と「自立性」が確保されることとなり、国と地方公共団体の関係は、法律上、「対等・協力」の関係へと変化しました。

また、平成16年からの三位一体改革により、国庫補助金・負担金の廃止や縮減、地方交付税の見直し、地方自治体への税源委譲など財政的な面からも地方分権が進められています。さらに、平成19年には地方分権改革推進法が施行され、国における地方分権改革は今後も一層推進されるものと考えられます。

このような中であって、むしろこれを機に、天城町の町づくりのあり方を見つめ直すチャンスとして捉え、天城の魅力や価値の再発見、真に人間としての豊かさとは何かを、町民と行政がともに考え、知恵を出し合って、この難局を切り開いていく必要があります。

このため、町では行政改革推進委員会が提言した答申を参考に、議会や町民の声と意見を反映させて、これまで進めてきた行政運営の効率化に加え、さらに町民サービスの向上、成果重視の行政システムを構築するため、第1次天城町行政改革大綱を見直し、新たな指針となる第2次天城町行政改革大綱を策定しました。

第2章 行政改革の推進方針

この大綱が目指すものは、町民本位、成果重視の視点で、町民にとってより満足度の高いサービスを提供できる行政システムの構築であり、推進にあたっては地方分権の進展や行政ICT化など時代の流れに的確に対応し、効率的・効果的な行政運営に取り組めます。

基本的な取組みとして

1 町民主役の町政の推進

社会情勢の変化に伴う町民の意識の変化、ニーズの高度化、多様化に対応する町民参加型行政、町民の視点に立った施策の展開、行政の透明性の確保、十分な説明責任の履行などに努め、町民主役の町政を推進します。

2 安定した財政運営の推進

直面する財政危機を克服し、将来にわたって安定した財政運営ができるよう推進、進行管理に努めます。

3 町独自の自立した政策と効率的な行政運営の推進

地方分権時代を迎え、町自らの権限と責任による地域特性や個性を生かした町づくりが求められており、職員の意識改革や資質向上を図り、政策立案能力・遂行機能の充実と、独自性・自立性のある行政運営向上に努めます。また、行政システム構築や社会的ニーズに対応した事務事業見直しなど、効率的・効果的で町民とともにわかりやすい行政運営を推進します。

第3章 行政改革推進体制と計画の期間

1 推進体制

行政改革の着実な推進を図るため、天城町行政改革推進本部を中心として、目標達成に向けて職員一人ひとりが自覚と責任を持ち、全庁一体となって積極的に取組むこととします。

2 職員の意識改革

職員は、行政改革を着実に推進するために従来の制度や方法にとらわれることなく、身の回りの事務について自主的かつ意欲的に創意・工夫をこらし、能率的な事務処理や職場環境づくりに絶えず見直しを行い、自らの課題として取組みます。

3 町民の理解、協力と町議会との連携

第5次天城町総合振興計画において町民ニーズや価値観を反映した地域の個性ある町づくりを町民とともに策定、実施しているところであり、行政が町民生活の各分野に深いかかわりをもつことを十分認識するとともに実効ある行政改革の実現を図るため、その効果や内容について情報を開示し、広く町民の理解と町議会との連携を図りながら推進します。

4 計画の期間

行政改革大綱の計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年間とします。

また、この計画が確実に成果を上げるために実施計画書を作成し、毎年実施すべき事項等具体的に上げて確認するとともに、必要に応じてその実行や成果、方法などを確認、協議し、推進します。

行政改革は不断の行政課題であり、常に事務事業の見直しを行い、簡素にして効率的な行政の確立に向けて努力を重ねます。

第4章 行政改革の主要取組み事項

第1節 行政サービスの向上と効率的な事務事業の推進

厳しい行財政状況の中で、社会経済情勢の変化や新たな行政課題に積極的に対応していくためには、限られた人的資源と財源をより一層効果的に活用し、長期的展望に立ち、現行事務事業をその重要性、必要性、効果等の観点から見直し、積極的なスクラップ・アンド・ビルドを行い、新規事業についても優先順位を明確にし、事業の適切な選択を行って参ります。

1 事務事業の見直し

町民の価値観の多様化による行政需要や新たな行政課題に対応するため、既存の事務事業について行政の責任領域、関与の必要性、受益者負担の公平性、行政の効率と効果の観点から全庁的な総点検を行い、その存続についても再検討を加えるなど抜本的な見直しを行います。

見直し基準

(1) 廃止の方向で検討するもの

- ア 当初の目的が達成されたもの、又はその必要性がなくなったもの
- イ 経費や事務量に比べて行政効果の薄いもの
- ウ 他の機関が実施している事務事業と重複しており、整理が可能と考えられるもの
- エ 民間の自主的な活動に委ねるべきもの
- オ 私人の負担と責任において行うべきと考えられるもの

(2) 縮小の方向で検討するもの

- ア その目的がある程度達成されたもの
- イ 最盛時に比べて著しく成果が上がっていないもの
- ウ 一部分を廃止又は縮小できるもの

(3) 統合、休止、改善等の方向で検討するもの

- ア 受益と負担の公平性を欠いていると考えられるもの
- イ 類似の事業を統合することにより効率、効果があがるもの
- ウ 毎年度実施する必要のないもの
- エ 当分の間、休止、繰り延べをしても特に支障のないもの

2 補助金交付及びイベント等の見直し

補助金の交付については、その設立目的、活動の実態、運営状況等を再評価し、町民のニーズに応じているのか、絶えずその事業達成度、効果などを検証、見直しを行います。

また、交付にあたっては総額抑制のために見直し基準を参考にし、サンセット方式による事業計画、事務手続きを行うこととし、その団体や関係者の自助努力を促して参ります。

住民向けへのイベントについては、参加者アンケートや各種団体との意見交換等により町民の意見を把握し、町施策の展開上の必要性にも考慮しながら、形骸化、参加者減少、効果や継続を検討する必要があるものについて見直しを行います。イベント実施にあたっては、町民へのPRを徹底し、内容を踏まえて住民主体イベントへの移行を促進いたします。

3 行政情報化等の推進

ICTを活用することにより、新しい時代に対応した行政の情報化を推進し、行政事務の効率化・高度化を図るため、個人情報保護や安全性に配慮しながら、庁内LANの活用及びネットワークシステムの充実整備を図ります。

意思決定の迅速化、簡素化について電子決裁システムの導入を図り、広範な事務処理に対処するため、積極的に決裁権限の下位委譲を促進します。

文書の回覧、伝達をネットワークシステムで行うことにより事務処理の迅速化を図り、文書集中管理システム構築、情報公開、併せてペーパーレス運動など経費削減を推進します。

4 行政サービスの徹底と情報の受発信

職員の待遇改善、的確な行政サービスができる専門職員の配置と、インターネットやA Y Tなどを活用した情報受発信など、町民の立場に立った誠実な対応を徹底するよう展開いたします。

第2節 財政の健全化

社会経済情勢の変化と新たな行政課題に対応するためには、計画的な行政運営に努め、財政の健全性を保持することが不可欠です。

このため、町税、保険税、使用料・手数料、分担金・負担金等の歳入確保の見直し、徴収率アップと収入未収額（繰越滞納分）の解消・時効成立による不納欠損の未然防止など収納率向上のための体制強化を図ります。

歳出については、投資的な経費の見直しと重点化、また全庁的に事務事業の抜本的な見直しを行い、職員のコスト意識の徹底を図るなど行政経費の節減に努めます。

1 町税等歳入確保の強化

町民の負託、地域に根ざした行政運営を行うには、町税等自主財源の安定確保が必要であり、滞納者に対する厳正な処分等も視野に入れながら、全庁一丸となって横断的に連携を取りながら課税客体の適正な把握、徴収対策に取り組むとともに、税に対する町民への啓発活動など納税意識の周知徹底を図ります。

2 使用料、手数料等の見直し

各種使用料、手数料、その他実費徴収金等の歳入については、町民生活への考慮、行政コストとのバランス、経費負担のあり方など受益の公平性を確保する観点から、定期的な見直しを徹底し、その適正化を図ります。また、町有財産の使用料や貸付料等の減免措置について、使用を許可している財産の利用実態等を踏まえて、受益者負担の適正化や公益性の観点から見直しを行います。

3 町有財産の有効活用

町有財産についてその利用状況及び活用策を検討し、遊休地、貸付地等で処分可能なものは適正な処分を行い、歳入の確保と維持管理経費の節減を図り、健全財政の維持に努めます。

現在貸付けている公有財産の貸付単価の見直し、今後の利用計画や町有財産の公益性に支障が生じない範囲での駐車場用地などの貸付けや個人利用の町有地の積極的払い下げ、貸付けを行い、有効利用を図ります。

4 補助金、負担金の見直し

補助金、負担金は制度化されると廃止するのが難しく、見直しがなさ

れないまま継続される傾向があります。行政の責任分野、経費負担のあり方、受益の公平性、行政効果等を精査し、廃止、統合、時限化等により整理合理化を行うとともに、事業規模等から公平公正な金額であるかについても見直します。

また、補助金等の新設については、原則として行わないこととし、やむを得ない場合は終期を設定、既設の補助金等を整理統合するなどスクラップ・アンド・ビルドの徹底を図ります。

スクラップ・アンド・ビルドの視点

ア 補助対象項目及び範囲を明確にする

イ 既に目的を達成したもの、又は社会的経済的な実情に合わなくなったものは廃止する。

ウ 関係団体等の自主的運営に委ねることが可能なものは廃止する。

エ 目的、対象等が同一、類似しているものは整理統合する。

オ 普通建設事業に対する任意の補助金についても、財政状況を勘案して見直しを図る。

5 投資的経費の圧縮及び経常経費などの節減

地域社会のニーズを考慮しながら、投資的経費の圧縮と事業重点化、コスト縮減、公債費の抑制・軽減を図ります。また、経常経費については、毎年度の予算編成を通じてその節減を図っていますが、行政効果や必要性を十分に検討し、ペーパーレス運動など一層の経費節減に努めます。

第3節 時代に即応した組織・機構の見直し

少子高齢化、情報化社会などの社会情勢の変化や地方分権の進行等に的確に対応し、新たな行政課題と町民の多様なニーズに即応できる行政サービスを展開するためには、これらの要請に応え得る柔軟な組織・機構を編成し、政策形成機能や総合調整機能の充実を図る必要があります、このために総合性及び機能性を重視した組織・機構の再編を行い、執行部の強化を図ります。

1 組織・機構の簡素合理化

最小の経費で最大の効果を上げていくため、業務内容や業務量を踏まえて組織の規模人員配置などを総合的に点検し、スクラップ・アンド・

ビルドの徹底を基本としながら、機能的かつ柔軟な組織・機構作りを進めるとともに、職員配置の適正化に努め、組織・機構の簡素合理化を推進します。迅速な意思決定と複数課に関連する行政課題に的確に対応する組織作りで、総合的な事業展開を図ります。

2 審議会等の見直し

審議会等は行政の公平性の確保や有識者の専門知識と町民の意見を行政運営に反映させる目的で設置されていますが、運営等の効率化を図るため委員構成、委員数、類似性の観点から見直しを行うとともに、設置効果や目的の達成状況等から存続の必要性についても検討を行い、適正化に努めます。

第4節 定員管理及び給与の適正化

町民ニーズの多様化、高度化に伴って増加する行政需要に対して、弾力的かつ的確に対応していくため、スクラップ・アンド・ビルドの徹底と職員総数削減など抑制する方向で、組織、機構や事務事業の見直し等、適正な定員管理を推進します。

給与制度については、職員の能力、業績を重視した給与体系への転換など、今後予想される公務員制度改革の動向を踏まえながら、引き続き適正化に向けて検討します。

1 定員管理について

定員管理にあたっては、行政と民間との役割分担による事務事業の縮減、費用対効果を勘案しながら、OA化、民間委託等を積極的に導入して、定員の削減の方向で適正化に努めます。

また、年齢構成の平均化や退職予定者の長期的見通し等を踏まえた人事管理など、将来の行政需要の動向を勘案しながら定員適正化計画を策定、これに基づいた管理を行います。

2 給与の適正化について

職員の給与については、国や他の地方公共団体の状況を踏まえ、職務と責任に応じた適正な給与水準を維持するとともに、今後とも給与制度の適正な運用に努めます。

特別職給与及び議員報酬の見直しについては、天城町特別職報酬等審議会条例第2条に基づき、審議会の意見を聞くものとします。

また、人件費の予算に占める相対的な比重の抑制に向けて、下記事項などについて検討します。

- ア 特別職給与の見直し
- イ 議員報酬の見直し
- ウ 職員給与の見直し
- エ 管理職手当の見直し
- オ 時間外勤務手当の見直し
- カ 職員定数等の見直し
- キ 各種委員報酬の見直し
- ク 旅費の見直し

第5節 共生・協働のまちづくり推進

1 女性の積極的な登用

性別にかかわらず、個人が自由な選択のもとであらゆる分野へ参画し能力を発揮できる男女共同参画社会の実現なしには、協働の社会は創造できないことから、天城町男女共同参画基本計画に基づき男女共同参画を推進します。

2 集落自治会やNPO法人の育成支援・パブリックコメントの充実

住民への積極的な情報提供による情報の共有化を進め、パブリックコメントの充実により住民からの意見が反映される仕組みを作るとともに住民の行政への参画と自治会組織やNPO法人の育成支援など各種団体との連携による共生・協働のまちづくりに取り組みます。

第6節 効果的な行政運営と職員の資質向上

現在の厳しい財政環境の下で、限りある人員や財源を有効に活用し、多様な行政課題に応えるため、公民間の役割分担、コスト削減、OA機器の導入などに留意し、事務事業や事務処理方法を抜本的に見直すとともに、事務事業の推進による行政効果を高め、事務の成果を重視する行政システムへの転換を図ります。

また、地方分権が進展するなかで、自治体自らの行政執行能力を高め、町民の負託に的確に応えていくために、町民ニーズに対応できる政策形成能力や創造的能力を有する意欲ある人材の育成に取り組みます。

1 施策決定の選択と町民参画

施策の選択にあたっては、町民ニーズの的確な把握を行い、行政の責任分野に留意しながら、施策の重要性、緊急性、また公平な受益と負担、効果を検討して適正に行います。

新規施策を実施する場合は、既存事業の見直しを行うなどスクラップ・アンド・ビルドの徹底を図ります。

また、町民の政策形成への参画について、ICTの活用や懇話会開催など町民と行政のコミュニケーションの充実を図り、町民自らが政策形成を担うことのできる仕組みづくりを促進します。

2 効果的な行政運営のための人事管理

効率的・効果的な行政運営を展開するために、職員一人ひとりが誇りと情熱を持って仕事に取り組む姿勢が求められており、高度な資質と能力を持った人材の確保・育成と、その能力を十分発揮できる職場環境づくりが必要です。このため、人事管理方針の明確化を図るとともに、適材適所の人事配置、早期退職制度や再任用制度、職名の改善、各職場の実態に応じた勤務体制の見直し、勤務評定制度・人事評価など新たな人事管理システム導入などを検討していきます。

3 職場の活性化

新たな行政課題や多様な町民ニーズに柔軟に対応するため、より簡素で効率的、併せて横断的に政策課題に的確に対応できる総合的かつ機能的な執行体制、職場づくりを推進します。

管理職と一般職員のコミュニケーション、関係各課の連携強化を図り、情報の共有化の下で、職員一丸となった業務遂行体制を整えます。

時間外勤務縮減について、管理職を中心に職員の意識改革を図りながら、管理職による事前命令の徹底、不要不急な事務の見直しを行い、廃止・縮小などに取組みます。

課長への決裁権限について責任の範囲を明確にしながら、町長の補佐機能としての権限委譲を行い、事務処理の迅速化・効率化を図ります。

定型的業務を中心とした事務処理の効率化・平準化のため、課ごとに事務処理のマニュアル化・フローチャート化を推進、同時に各課での行政改革スローガンを作成し、職員一丸となって改革に取り組めます。

「職員提案制度」を活用し、職員の創意工夫による業務改善、効率化ならびに政策立案になど、自主的な活動展開を推進します。

4 時代変化に対応できる人材の育成

町民の期待と信頼に応える行政感覚、町民ニーズに即応した政策形成能力や時代の流れに対応できる創造的能力を有する意欲的な職員を育成するため、明確な研修目標を設定して計画的に実施し、職員の意識改革と能力開発を図っていきます。

5 職員の綱紀粛正について

町民の信頼に応えるために、常に町民全体の奉仕者として自覚と責任を持ち、地方公務員法を遵守し、町民に不信をもたれないよう課長による指導強化などを含めて職務に専念する体制を強化します。

第7節 公共施設の設置及び運営管理

少子高齢化社会の到来、情報化社会などの社会情勢の変化による町民生活の多様化に伴い、町民の新たな行政ニーズに対応して各種の公共施設の整備を進めていますが、これからの公共施設設置についてはPFIなど民間活用や効率的かつ効果的な設置について検討し、運営については目的を達成する有効で合理的な管理運営を推進します。

1 施設設置、整備

公共施設の整備にあたっては、事前に当該施設の役割、機能、運営方法等について多面的に検討するとともに、省エネルギー、節水面でのモデル施設としての役割も持たせ、他施設との機能や役割分担を明確にして、広域的な観点からも積極的調整を行い、施設複合化による効率的利用についても検討します。

また、厳しい財政事情の中でも町民ニーズに応えるため、PFIなど民間を活用した地域づくりの事業を検討、推進いたします。

目的及び役割を終えた施設については、縮小又は廃止の方向で検討します。

2 施設管理と委託について

施設の設置目的に沿い町民に有効な利用を促進するため、複数施設の一括管理体制などを検討し、勤務体制の調整、維持管理など合理的かつ効率的な運営管理をすすめるとともに、企画運営での体制整備を図り、スタッフの育成や他の施設との情報交換、連携等により充実に努めます。

町民により良いサービスを提供するため、町の適正な管理・監督のもと管理の積極的な外部委託の推進と、施設の利用料金制度の有効な活用等、より効果的な施設の管理運営を図っていきます。

3 公共施設の開放

地域住民の要望等に応じて、公立小中学校を含めた地域の公共施設を開放し、地域のコミュニケーション、スポーツ、生涯学習の場として、子供からお年寄りまで利用できるように、関係者及び関係機関等と協議して計画、推進します。

【語句説明】

① 地方分権一括法

地方分権一括法は、地方公共団体の事務に関する記述のある法律のうち、改正が必要な475本の法律の改正部分を1本の法律として改正したもの。主な内容は、機関委任事務の廃止と事務の再配分、国等から地方に対する関与の見直しと新たなルール化、権限移譲の推進など。

② 三位一体改革

三位一体改革は、「地方が決定すべきことは国でなく地方自らが決定する」という地方分権の実現に向けて、歳入・歳出両面にわたって国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大するために行なわれる地方行財政制度の改革。

③ 地方分権改革推進法

地方分権改革推進法は、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。平成7年に施行された「地方分権推進法」で行なわれた地方分権を更に進める「地方分権改革」を行なうための法律。

④ 地方交付税

本来地方税として集められるべき税の一部をいったん国税として集め、県や市町村が必要な財源を確保できるように、県や市町村の間で再配分する制度です。

県や市町村が、等しくかつ適切な水準で自主的に行政サービスを行うために必要な経費について、国税の一定割合をその総額として、国が交付します。この地方交付税は、一般財源とされ、その使い道に制限はありません。

⑤ スクラップ・アンド・ビルド

組織・事業の肥大化を防ぐため、課それぞれのレベルにおける組織・事業単位数を増やさないことを前提とした基本原則。組織・事業の新設の場合に

は、それに相当するだけの既存組織・事業を廃止しなくてはならないものとされている。

⑥ **自主財源**

地方公共団体が自主的に収入し得る財源をいい、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金が該当します。

⑦ **NPO**

広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のことです。

⑧ **パブリックコメント**

(意見公募手続)町が条例・規則及び各種計画を制定するときに、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続きのことです。

⑨ **ICTとは**

コンピューターやインターネットに関連する技術の総称である。
ICTとはInformation and communication Technologyの略である。
Information Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)とは、ITとほぼ同義語ですが、情報通信技術のコミュニケーション性を協調していて、ネットワーク通信による情報・知識の共有を念頭に置いた表現となっています。日本ではITという言葉が普及しましたが、国際的にはICTという呼称のほうが一般的です。

⑩ **フローチャート**

仕事の流れや処理の手順を図式化したもの。作業管理やコンピューター用のプログラムの設計に用いられる。流れ図。フローシート。

⑪ **PFI**

「(Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。